

皆さんのご意見をお待ちしています。

パブリックコメント(市民意見公募)を実施します

市では「国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画(素案)」「福津市景観計画(素案)および景観条例(案)」の2案について、パブリックコメント(市民意見公募)を実施します。ここでは、各計画案の概要などを紹介します。

国指定史跡

津屋崎古墳群保存管理計画

勝浦から手光まで南北8キロメートル、東西2キロメートルの範囲に、県内屈指の規模を誇る全長100メートル級の前方後円墳など大きな古墳が集中しています。これらの重要な古墳60基を「津屋崎古墳群」と総称しています。北部九州における代表的な古墳群として、平成17年3月に国の史跡となりました。また、平成21年1月には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として世界遺産暫定リストに記載されました。

市教育委員会では、この貴重な古墳群を適切に保全し、次世代へ確実に伝えていくために、平成24年度から考古学・土木工学・造園学の専門家と史跡地

関係者で構成する計画策定委員会を設置し、「保存管理計画」の策定を進めています。

計画内容は、各古墳の現状を踏まえた「保存管理の方法」と「現状変更等の取り扱い基準」が中心となっています。保存管理の方法は、古墳の価値そのものである墳丘や石室などの遺構と、それ以外の建築物や道路など史跡地内のさまざまな要素を調査した上で適切な方法を定めるものとなっています。

また、国の史跡では現状の変更を行おうとする場合、文化財保護法に基づき文化庁長官の許可が必要となります。本計画では津屋崎古墳群の現状を踏まえた適切な取り扱い基準の策定に取り組みました。



新原・奴山古墳群

福津市景観計画・景観条例



▲昔ながらの原風景。このような風景は後世まで残していきたいものです

福津市景観計画・景観条例は、市内の美しく豊かな自然や歴史的たたずまいの保全、調和があり親しみの持てる街並みづくりなどのため、住宅やマンション、街灯、道路、電柱などの外観・仕上げや色彩、高さなどの規制を市全体で行うものです。それぞれの区域での「望ましい景観のあり方」やそれに応じた「必要最低限の規制」を考えるため、市では、平成24年度から市民参画による会議を6回、大学教授など専門家による会議を3回、その他の会議やイベントも開催し議論を重ねてきました。

美しい景観は人の心を和ませ、関心を引き、感動へ導き、そこに住んでいる人の誇りや自慢にもなり得るものです。みんなで市の景観を守り、つくり、育てていきましょう。

市民説明会を開催します

以下の日程で景観計画案の市民説明会を開催します。関連する津屋崎古墳群保存管理計画、世界遺産登録の動向も併せて説明します。いずれの日程、時間も同じ内容です。

最寄りの会場へぜひお越しください。

日程	時間	場所
11/10 (日)	10:00~12:00	福間東中学校 図書室
	14:00~16:00	中央公民館 研1.2
11/16 (土)	19:00~21:00	中央公民館 研1
11/17 (日)	10:00~12:00	あんずの里 ふれあいの館 研修室
	14:00~16:00	文化会館 健康増進室

◆問い合わせ

市都市計画課(津屋崎庁舎) ☎52・4956

募集期間、方法など

◆意見募集となる事案

- ①津屋崎古墳群保存管理計画(事案)
- ②福津市景観計画(事案)・景観条例(案)

◆計画案の公開および意見募集期間

11月7日(木)~12月6日(金)

※郵送の場合は12月6日(金)までの消印有効

◆意見を提出できる人

市に在住、在勤、在学している人や団体など

◆計画案の閲覧方法と場所

下記の閲覧場所(7カ所)に計画案と提出箱を配置しています。また、郷づくり拠点施設では、閲覧のみできます。市公式ホームページ(<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>)や担当課でもご覧いただけます。

◆意見提出場所

市役所福間庁舎、市役所津屋崎庁舎、カメリアホール、ふくとぴあ、市中央公民館、宮司コミュニティセンター、市立図書館

※施設によって開館時間、閲覧時間、休館日が異なりますのでご注意ください。

◆意見提出の方法

意見は必ず紙(書式は自由)に書くか、メールなどの記録に残る方法で、住所と氏名(団体の場合は団体名と代表者名)を明記して提出してください。なお、ホームページには意見提出用の様式を用意していますのでご利用ください。

◇持参場所

共通…市広報秘書課(福間庁舎)

①のみ…市教育総務課(津屋崎庁舎)

②のみ…市都市計画課(津屋崎庁舎)

◇郵送

〒811-3293(住所不要)福津市広報秘書課

◇メール info@city.fukutsu.lg.jp

◇ファクス 43・3168

◆問い合わせ

手続き 市広報秘書課(福間庁舎)

☎43・8113

事案① 市教育総務課(津屋崎庁舎)

☎52・4968

事案② 市都市計画課(津屋崎庁舎)

☎52・4956